

商工観光関係事務事業の取扱いについて

商工観光関係事務事業の取扱いについて提出する。

平成16年 7月28日提出

美方町・村岡町・香住町合併協議会

会長 岩槻 健

協定項目	3 - (12)	各種事務事業の取扱い 商工観光関係事務事業の取扱い
<p>1. 商工・労政に関すること</p> <p>(1) 新町の一体性を確保するため、商工会の組織の統合に向けた調整に努める。</p> <p>(2) 商工会に対する補助制度は、現行制度を尊重しながら、合併後に調整する。</p> <p>(3) 中小企業振興資金融資制度は、香住町の例により合併時に統一する。</p> <p>(4) 村岡町の中小企業振興資金特別利子補給制度及び商工業経営安定対策特別利子補給制度は、合併時に調整する。</p> <p>(5) 商店街街路灯設置補助制度は、合併時に廃止する。</p> <p>(6) 現行の工業振興補助制度等は廃止し、合併後、雇用の拡大に繋がる企業立地等に対する支援制度を検討する。</p> <p>(7) 香住町の職業訓練業務は、現行のとおり新町へ引き継ぐ。</p> <p>2. 観光振興に関すること</p> <p>(1) 新町の一体性を確保するため、観光協会の組織の統合に向けた調整に努める。</p> <p>(2) 観光協会に対する補助制度は、現行制度を尊重しながら、合併後に調整する。</p> <p>(3) 各イベントは、各町の取り組みの経過や地域特性を考慮し、合併後に調整する。</p> <p>(4) ふるさと会員制度は、各町の取り組みの経過や地域特性を考慮し、合併後に再編する。</p>		

平成 年 月 日確認・継続協議